

11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

個別事業等に関連した実践的・試行的な活動の内容・結果等

① レンタサイクル事業の実施

レンタサイクル社会実験（平成 24 年度）

福島市の市街地は、平坦な地形的特徴から自転車利用に適した都市構造であり、自転車は機動性の高い端末交通手段として市民等の足として定着している。

レンタサイクル事業は、中心市街地の利便性向上を図るため、平成 11 年 9 月 1 日より 2 箇所での貸出所で導入調査事業を開始し、平成 14 年 4 月より本格実施（当初は 4 箇所）され、現在に至っている。

また、年間の貸出台数は本格実施後 1.8 万台を前後していたが、ここ 2 年間は 1.5 万台に減少しており、利用者数の増加が課題となっていたため、身近な交通手段として、回遊性・利便性を向上するため、既存の 5 箇所の貸出所及び新設予定の 3 箇所の貸出所において、新レンタサイクルシステムの試行実験を実施した。

社会実験は、福島市役所、御倉邸、ヘルシーランドの 3 箇所に簡易貸出所を新設し、季節の貸出所と併せ 8 箇所の貸出所で実施した。また、2 か月間の期間中に利用者アンケート調査を行い、システムに関しては大半が好意的な評価であったが、近年の利用者数は伸び悩む傾向にある。新設の貸出所は、福島市役所貸出所の利用が最も多く、乗り捨て自由とした今回の社会実験において、異なる返却所への返却も多く見られた。既設の 5 箇所については、福島駅周辺に集中しており、福島市役所に貸出所を設置し、乗り捨て自由とすることにより、今後の利用者増加に期待がもてる。

② まちなか居住の促進に向けた先行的な取り組み

借上市営住宅制度の実施（平成 14 年 4 月～）

土地所有者等が中心市街地に建設した賃貸住宅を市が 20 年間借上げ、市営住宅として管理していくことにより、定住人口の確保と、賑わいのある中心市街地の実現を図る目的で実施。

団地名	曾根田団地	早稲町団地	中町団地	新町団地
戸数	25	40	40	18
構造	RC 造 7 階	S 造 10 階	SRC 一部 S 造 10 階	RC 造 9 階

これにより、中心市街地内において交通の便が良く、利便性の高い公営住宅に低廉な家賃で、安心して居住できる住宅が整備された。

③市内循環周遊バス事業

市内循環バス「ももりんバス」(平成16年度～)

本市では、平成16年度より市内循環バスを運行している。この市内循環バスは100円バス「ももりんバス」として市内循環の3コースの運行を実施し、市民に親しまれ利用されている。利用者数は平成23年に総利用者が約77万人程度まで減少したが、平成22年10月よりスタートしたICカードサービス(NORUCA)による利便性向上(各種割引や乗換サービス等)が市民に普及・定着したことなどにより、平成25年には約85万人と大幅に増加しているため、本計画においても、中心市街地中心部と周辺の拠点施設を結ぶ回遊環境の向上を図るため、更なる利便性の向上を図る必要がある。

以上の様なこれまでの取り組みの結果等を踏まえ、本計画に基づく事業を実施する。

[2] 都市計画との調和等

(1) 都市マスタープラン

平成12年1月に策定した福島市都市マスタープランにおいて、中心市街地活性化について以下の様に位置付けている。

○基本的な考え方

社会経済の動向や、国際化・情報化の発展、ライフスタイルの多様化等に配慮した、都市基盤の整備をもとに、商業・業務機能の活性化や、文化、情報等の都市機能の充実、整備を計画的に促進する。また、生活利便性の高さや歴史、文化、自然等の多様な資源特性を生かした住環境の整備、改善を図り、魅力的で賑わいのある、安全で安心して住み続けられるまちづくりの実現を目指す。

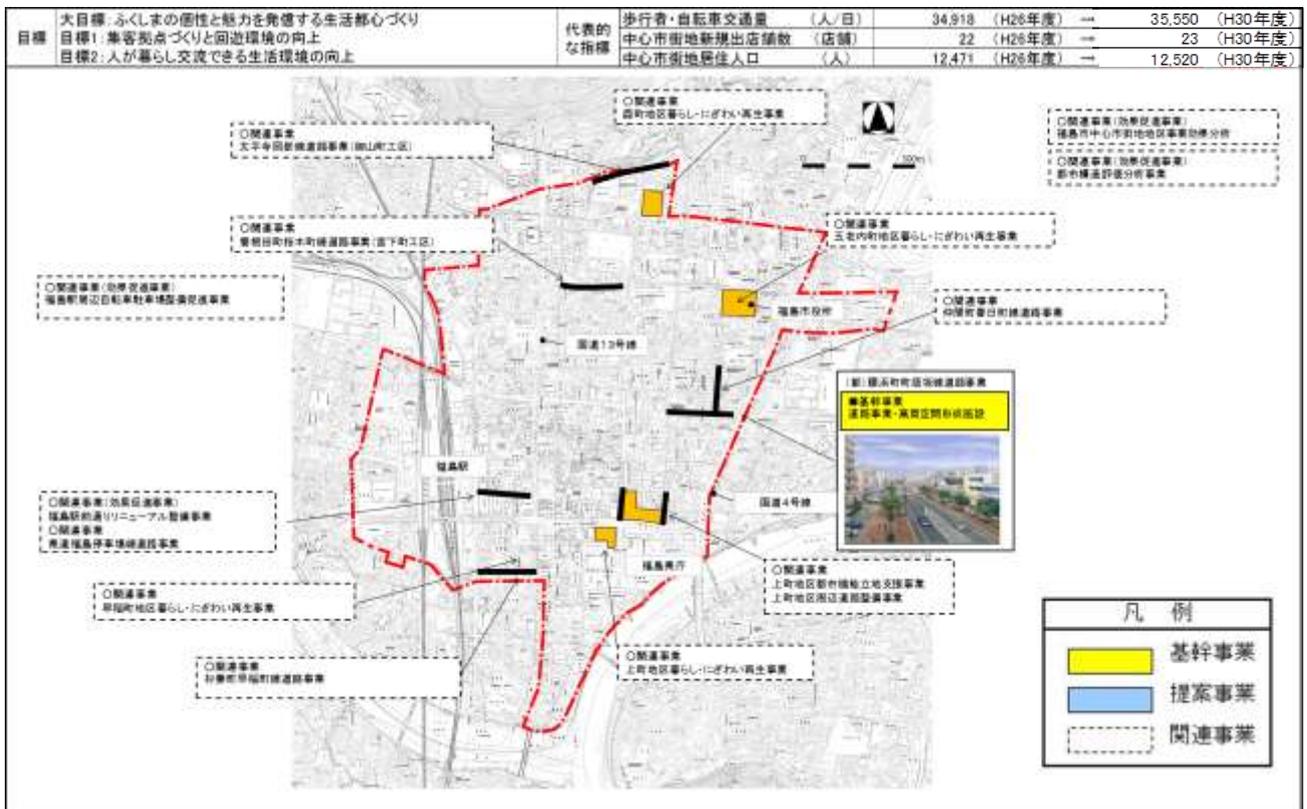
○基本方針

- ・ 中核都市の中心に相応しい土地利用の実現
- ・ 都市活動を支える道路、交通システムの整備
- ・ 商業、業務等都市機能の集積、充実と適正な配置
- ・ 多様な都市型住宅の供給による居住の促進
- ・ 住み続けられる安全、安心な住環境づくり
- ・ 水と緑の自然環境を生かした福島らしいまちづくり
- ・ 環境共生都市の核としての中心市街地づくり
- ・ 「福島市中心市街地活性化基本計画」に基づく重点的な施策展開

(2) 都市再生整備計画

都市再生特別措置法に基づく都市再生整備計画を策定し、社会資本整備総合交付金を活用した事業を実施している。

地区の名称	福島市中心市街地地区（第2期）
地区の面積	250ha
計画期間	平成27年度～平成30年度
目標	<p>○大目標</p> <p>ふくしまの個性と魅力を発信する生活都心づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標1 集客拠点づくりと回遊環境の向上 ・目標2 人が暮らし交流できる生活環境の向上



[3] その他の事項

福島県では、商業まちづくりの推進に関して、特に規模の大きな小売商業施設の立地について広域の見地から調整することで、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保を目的とする「福島県商業まちづくりの推進に関する条例」を平成17年10月18日に制定した(平成18年10月1日から施行)。

この条例では、小売商業施設の適正な配置として、一定の人口や都市機能が集積し、県民が公共交通機関を利用することで容易にアクセスできる場所に特定小売商業施設(店舗面積6,000㎡以上の小売商業施設)の集積を図るとしている。また、自然環境への負荷や自治体の財政負担を増大させることなどがないように、持続可能なまちづくりを推進するために郊外部への特定小売商業施設の立地を抑制している。

本市においても、条例の趣旨を踏まえて、市内全ての準工業地域を特別用途地区(大規模集客施設制限地区)に指定し、中心市街地の賑わいや活性化を促し、均衡のとれた都市構造の実現を図っていくものである。



パセオ470



古閑裕而記念館